

第3章

4つのプロセスごとに検討する 固定資産の減損に対する 監査対応ポイント

第3章のエッセンス

- ・固定資産の減損会計は、会社の事業からの減損損失を出すかどうかを決める検討プロセスであることから、会社にとっても非常に重要なものである。
- ・会社として減損の評価ルールを整備したうえで、減損のプロセスを標準化するとともに、将来キャッシュ・フローの算定のもとになる情報については、その根拠を整理する必要がある。
- ・監査法人は固定資産の減損に関する詳細な監査上の判断指針を設けている場合もあるため、会社としてそれらに対応するために、何をどこまで実施する必要があるのか監査法人と事前に協議しておく必要がある。

以降、固定資産の減損についての監査対応のポイントを記載する。固定資産は多くの会社で所有されており、固定資産の減損はそれらの会社でも必須かつ重要な論点の1つとなる場合が多いと考える。したがって、この固定資産の減損に関しても、監査法人の会計監査のなかで「この資産グループについて、減損の兆候があるのではないか」や「将来キャッシュ・フローの見積りに使用した事業計画の根拠を示してください」といった指摘を監査法人から受けることも多いと考える。

固定資産の減損は、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態であり、減損処理とは、そのような場合に、一定の条件のもとで回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理である（企業会計審議会「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下「固定資産に係る意見書」という）三三）。固定資産の減損は、会社の収益性を判断したうえで、その将来の収益（キャッシュ・フロー）から、固定資産の投資を回収できる

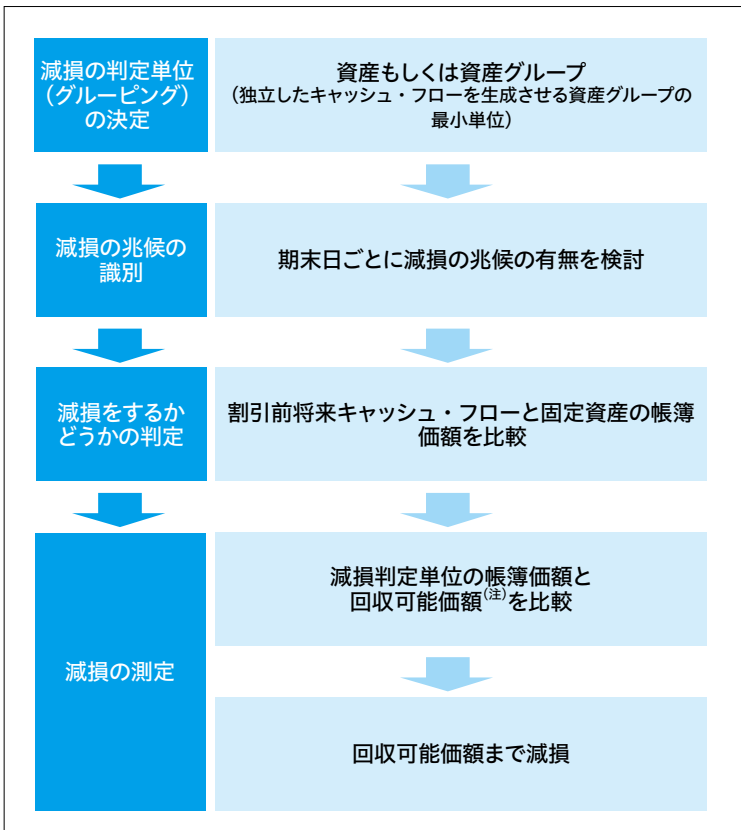
見書」(以下「固定資産に係る意見書」という)三三)。固定資産の減損は、会社の収益性を判断したうえで、その将来の収益(キャッシュ・フロー)から、固定資産の投資を回収できる

か判断し、もしその収益性の低下により、固定資産の簿価を回収できない場合に、その回収できると見込まれる金額まで固定資産の帳簿価額を減額する。そのため、固定資産の減損は会計上の見積りといわれる。

固定資産の減損は、主に図表3の4つのプロセスから構成される。

以降、図表3の4つのプロセスごとに会計基準の内容およびそれに対する監査上の対応のポイントを述べていきたい。

(図表3) 実務上の減損テストのプロセスの全体像



(注) 正味売却価額と割引後将来キャッシュ・フローに基づく使用価値のいずれか高い金額